

暮らしとお金の 耳より情報誌

2020年夏号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

税務署からの「相続税のお尋ね」等、年1万件超

相続税の申告前後になると、税務署から「相続税についてのお尋ね」という郵便が届くことがあります。このように、文書や電話、来署による面接を通して税務署が納税者に問合せを行うことを、「簡易な接触」といいます。



「簡易な接触」の2割以上で違反が判明

国税庁の発表資料^{※1}によると、平成30事務年度（以下、年度）の簡易な接触件数は10,332件（前年度比7.7%減）です。年間で1万件超の簡易な接触が行われています。

このうち、20%程度で申告漏れ等の違反（非違）が見つかりました。回答等の件数^{※2}は30年度が3,591件、29年度は4,327件で、接触件数のうち35%程度となっています。

相続税の実地調査^{※3}件数は簡易な接触件数よりも多く、年間12,000件程度です。合わせて年間で20,000件を超える相続税の調査や簡易な接触が国税当局により行われています。

相続税の簡易な接触の事績（件、%）

	29事務年度	30事務年度
簡易な接触件数	11,198	10,332
申告漏れ等の非違件数	2,668	2,287
非違の割合	23.8	22.1
回答等の件数	4,327	3,591
回答等の割合	38.6	34.8
【参考】実地調査件数	12,576	12,463

国税庁「平成30事務年度における相続税の調査等の状況」より作成

相続に関する疑問や不安をお持ちの方は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

※1 国税庁「平成30事務年度における相続税の調査等の状況」

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sozoku_chosa/pdf/sozoku_chosa.pdf

※2 無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいいます。

※3 平成30年度の相続税の実地調査は、28年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施されたものです。

～2020年夏号 目次～

税務署からの「相続税のお尋ね」等、年1万件超 .. 1
相続の手続きと期限を教えてください..... 2
贈与のお金で保険契約 贈与者が亡くなったら? ... 4

意思確認ができない場合に相続登記は必要か 6
さまざまな原因の“口の渴き”にご用心 8

相続の手続きと期限を教えてください

葬儀を終えた後には、相続の手続きが生じます。どのような手続きがあり、いつまでにやらなければならないのでしょうか。一連の相続手続きを整理します。

Question

10日前に父が他界しました。

葬儀などの一通りの手続きは終わったのですが、これからやらなければならない相続に関する主な手続きとその期限を教えてください。



Answer

ご家族が亡くなられた場合、相続の手続きは通夜・葬儀にとどまらず多岐にわたり、また、非常に大変です。手続きには、期限が設けられているものもあり、その期限に間に合わないと不利益を被ることもあります。期限や流れを十分に確認した上で進めることが重要です。

3ヶ月以内：相続放棄・限定承認

亡くなった方が、財産だけでなく借金も多額に抱えているような場合には、その借金を承継しない手続きとして、家庭裁判所で**相続放棄**の手続きを取ることができます。この手続きを取ることにより、財産を相続しない代わりに借金を承継する義務も免除されます。

また、財産及び借金が不明瞭であるため、財産の額を超える借金を承継したくない場合には、こちらも家庭裁判所で**限定承認**という手続きを取ることができます。

これらの手続きは、原則として亡くなった日から3ヶ月以内に行わなければなりません。

4ヶ月以内：所得税の準確定申告

本来、所得税の確定申告は、前年1月1日～12月31日の所得について、翌年3月15日

が申告期限となっていますが、亡くなった方の確定申告（＝**準確定申告**といいます。）は、その年1月1日～亡くなった日までの所得について、亡くなった日から4ヶ月以内に申告することになっています。

10ヶ月以内：相続税の申告・納税

相続税の申告は、亡くなった日から10ヶ月以内に亡くなった方の住所地の税務署に申告書を提出しなければなりません。

また申告書の提出と同時に、**相続税の納税**も10ヶ月以内に行わなければなりません。



相続手続きの一般的なスケジュール

左でご紹介した手続き以外にも、相続によって生じる手続きは数多くあります。

期限が定められていない手続きもありますが、以下に相続手続きの一般的なスケジュールをまとめてみました。

手続き	相続発生	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	……	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
相続人の確認	→								
遺言書の検認	→								
遺産調査	→								
財産評価	→								
財産目録の作成	→								
相続放棄・限定承認	→								
所得税の準確定申告									
遺産分割協議									
預貯金等の名義変更・解約									
不動産の名義変更									
相続税の申告・納税									

★3ヶ月以内

★4ヶ月以内

★10ヶ月以内

～ point ～

- ① 遺産分割協議は期限が定められていませんが、相続税の計算上、遺産の分割が確定していないと適用できない特例がいくつかあります。遺産分割協議はなるべく相続税の申告期限までに整うようにしましょう。
- ② 預貯金の解約手続きには期限がありませんが、相続税の納税に充てるためには相続税の申告・納税の期限までに手続きを済ませておきましょう。



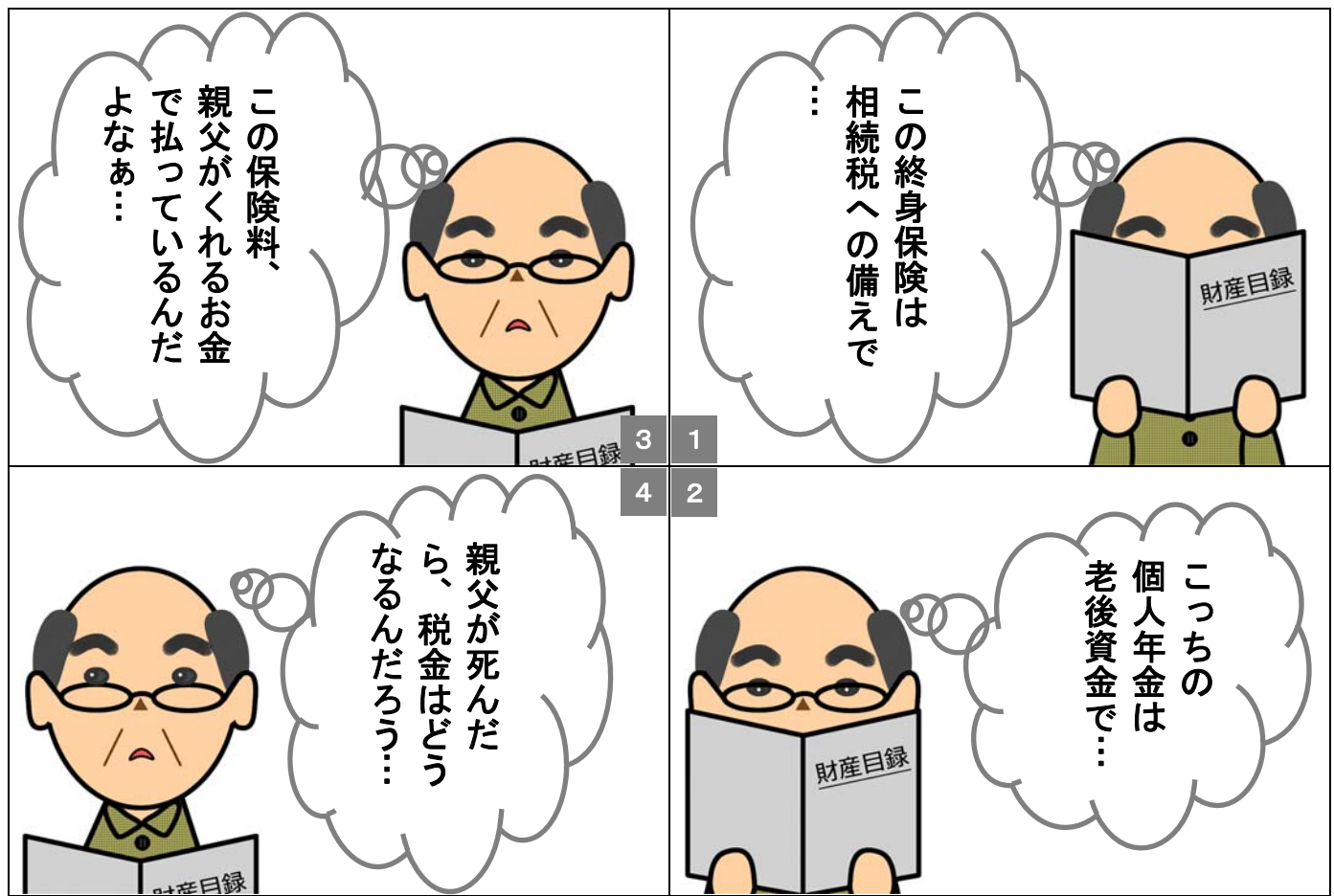
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、手続きが期限内に行えない場合には、救済措置があります。早めの対応が必要な場合もありますので、相続に関する不安や疑問などがございましたら、当事務所へご相談ください。

〈参考〉

民法 915、所法 124、相法 27、33

贈与のお金で保険契約 贈与者が亡くなったら？

保険契約の途中で、保険料の財源としてきた金銭の贈与者が亡くなった場合、その保険の取扱いはどうなるのでしょうか。



ケーススタディ～契約者は誰？

毎年贈与を受けるお金を利用して生命保険に加入していた場合、贈与者が亡くなったら、手続きや税務上の取扱いはどうなるのでしょうか。金銭の贈与者を父とする、次の2つの保険プランで考えてみましょう。

プランA は被保険者がお父様であるため、亡くなった場合は保険金の支払事由に該当し、保険金の支払いが行われて契約が終了、ご相談者に所得税が課税されます。他方、**プランB** はお父様が亡くなっても契約に変動がないため、課税は発生しません。

それぞれの取扱いは、次のとおりです。

プランA

- 相続税の納税資金用に終身保険に加入
 - 契約者（保険料負担者）：相談者
 - 被保険者：父
 - 保険金受取人：相談者

プランB

- 相談者自身の老後生活資金の準備を目的とした個人年金保険に加入
 - 契約者（保険料負担者）：相談者
 - 被保険者：相談者
 - 保険金受取人：相談者

プラン A のケース

(1) 生命保険の取扱いと手続き

被保険者がお父様の契約であるため、亡くなった場合には死亡保険金が受取人に支払われます。

受取人は契約していた保険会社に連絡し、死亡保険金の請求手続きを行います。死亡保険金の支払いとともに、保険契約も消滅するため、保険料の払込みも終了します。



(2) 税務上の取扱い

保険料負担者であるご相談者が受け取った死亡保険金は、ご相談者の所得税の課税対象（一時所得）となります。

プラン B のケース

(1) 生命保険の取扱いと手続き

契約の登場人物はご相談者のみであるため、お父様が亡くなっただけでは契約内容に変動はなく、保険契約は継続します。よって、保険契約上の手続きは不要です。

(2) 税務上の取扱い

上記（1）のとおり、契約の内容自体に変動はないため、課税関係は生じません。

(3) 検討事項

保険料の財源となる金銭の贈与と生命保険契約は別のものであり、相互に直接の関係はありません。贈与者が亡くなったことにより、金銭の贈与が終了したとしても、保険契約は継続され、解約等の事由が発生しない限り、契約者であるご相談者が、引き続き払込期間終了まで保険料を支払う必要があります。そのため、今後の保険料の財源をどうするのか、検討が必要です。

考えられる主な財源を、以下に例示しました。

- ✓ **ご相談者自身の資金**
- ✓ **プラン A の保険金を含めた、お父様から引き継いだ相続財産**
- ✓ **お母様など他者からの金銭贈与**



保険料の負担が困難な場合は、保険契約自体の見直しを検討することになります。

契約を解約する見直しは、解約時の返戻金はかなり少額になる、あるいはこれまで払い込んだ保険料よりも少ない金額になるなど、契約者にとって不利益となる可能性もあります。このようなケースに遭遇した場合あるいは相続対策に関しては、当事務所へご相談ください。

意思確認ができない場合に相続登記は必要か

認知症等の理由で相続人の意思確認ができない場合であっても、相続登記はどうしてもしなければならないのでしょうか。また、登記をする時にはどうしたらよいのでしょうか。

相続した母が認知症に… 相続登記はどう進める？

数年前に父が亡くなり、分割協議により、父の所有していた不動産を母が相続しました。その際に相続登記をしておらず、現在もそのままです。

母が亡くなる前に相続登記を済ませた方がよいと思ったのですが、最近母は認知症が進行しており、意思の確認が難しい状況です。どのように進めたらよいのでしょうか。



左記のケースは、遺産分割が成立しており、お母様が当該不動産を取得することで実体法上の権利関係は確定しています。

ところが、**登記申請はその申請人の意思を前提**とするため、お母様ご本人が登記申請をする意思表示ができない場合には、登記はできないこととなります。

このような場合の相続登記の進め方を解説します。

権利関係が確定しているなら、そのままにしておくことも…

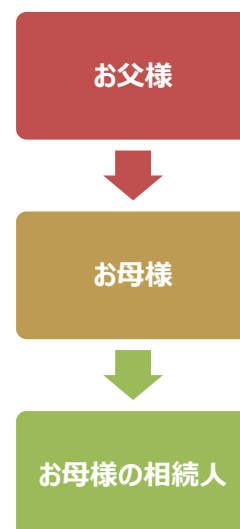
ご本人が意思表示できないのであれば、後見人を付すなどして、ご本人の代わりに意思表示をしてもらうことが考えられますが（右ページ参照）、ご相談のケースでは、そのためだけに後見人等を選任するのは、いささか躊躇します。後見人は登記以外の日常的な財産管理等もするため、きっかけが登記であっても、かなり煩雑で厳格な手続きをし続ける必要があるためです。



今回は既に権利関係は確定しているため、何としてでもお母様の名義に登記を変更しなければならないと考えるのではなく、本当に必要に迫られた際（例えば、当該土地の処分や担保設定など）に行うこととして、そのま

まにしておくことも、現実問題として致し方ないのではないかと考えます。

なお、仮にお母様ご本人に相続が開始した場合であっても、既にお母様が取得することで成立している遺産分割は有効であるため、名義がお父様のままであったとしても、当該不動産はお母様の相続財産として計上し、登記も、その際にお母様の相続人により右の順に変更することになります。



登記をするなら、後見人等の選定を

ご相談のケースで相続登記を行う場合には、お母様ご本人の意思を確認することができないため、「**成年後見人制度**」を利用して、後見人等を選任することとなります。

「成年後見人制度」は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選定する「法定後見制度」と、ご本人が十分な判断能力のあるうち

に将来に備えて自ら代理人を選ぶ「任意後見制度」の大きく2つに分けられます。今回のケースではお母様は既に十分な判断能力を備えていらっしゃいませんので、前者の「法定後見制度」を利用することとなります。

「法定後見制度」には、ご本人の判断能力に応じ、「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の制度があります。



〈参考〉

法務省「成年後見制度～成年後見登記制度～」 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

さまざまな原因の“口の渇き”にご用心

口や喉の渇きを感じるが増えていますか。年齢を重ねると唾液の分泌量が減り、口の中が乾燥しやすくなります。時には病気のサインであることも。その原因をまとめました。

このような口の渇きの症状、ありませんか？

- ✓ 口や喉の渇きをよく感じる
- ✓ 口の中のネバつきが気になる
- ✓ 口臭が気になるようになった
- ✓ 食べ物が飲みこみにくい
- ✓ 食べ物の味が感じにくくなった
- ✓ 舌がもつれて話しにくい時がある

左の症状にあてはまるものが多い人ほど、ドライマウス＝口腔乾燥症が進んでいる可能性があります。ドライマウスはその名のとおり、口や喉が渇き、乾燥してしまう症状のことですが、病気ではありません。ただし、どんどん症状が進むと、虫歯が増えたり、舌の痛みが出たりすることもあるので、早めに専門医に相談することが大切です。

唾液の分泌量が減る原因

ドライマウスは男性よりも女性に多くみられ、近年では30～40代の女性もかかることが増えてきています。年齢の他に考えられる原因は次のとおりです。

噛む習慣の少ない食生活 やわらかいものが多い食生活は、顎や舌の衰えを招き唾液分泌量の減少要因に。

緊張やストレスを感じやすい生活 人はリラックス時に唾液が出やすいもの。緊張やストレスは渇きを招きやすくします。

アルコールやカフェインの摂りすぎ 利尿作用が体内の水分バランスをくずし、脱水症状が起こりやすくなります。

薬の服用 花粉症の薬や鎮痛剤、降圧薬等の中には、副作用で口が渇きやすくなるものも。

ドライマウスを引き起こす病気とは？

別の病気を発症していることによって、口の渇きが進んでいる場合もあります。

更年期障害 ホルモンバランスの乱れによって、唾液の量が減少し、口の渇きを招くことがあります。

糖尿病 糖を含んだ尿を大量に分泌するため、脱水症状が起こり、口の渇きにつながります。

脳出血、脳梗塞など 口の周りの筋肉が麻痺することで唾液の分泌量が減り、ドライマウスの症状が出ます。

軽くみてしまいがちな口の渇きですが、今どうして起こっているのか、その原因を知ろうとすることが重要です。日頃から水分補給を行うとともに、必要に応じた根本的な対策で、毎日を元気に乗りきりましょう。

